

「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（素案）について

1 策定の目的

- ・本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 19 年 3 月に市域全体における総合的な温暖化対策の推進を図る「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）」と、市自らの事務事業を対象とした「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な施策・事業を推進してきたところである。
- ・このような中、温暖化の進行や気候変動による環境問題の深刻化、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する市民意識の高まり等の社会動向の変化が見られる。これらの状況に対応していくためには、国の温室効果ガスの排出削減目標や、今後の社会動向等を捉えながら、市域全体における実効性のある温暖化対策を総合的に推進する必要があることから、法に基づき「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定する。

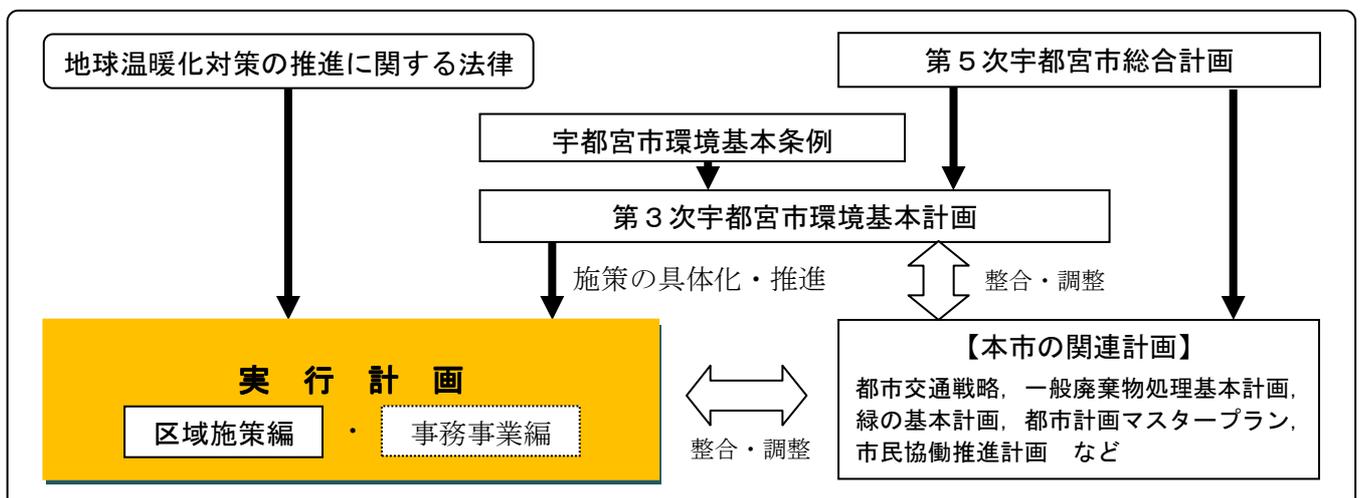
2 これまでの検討経過（環境基本計画と並行して検討）

- 平成 26 年 3 月～ 宇都宮市環境審議会 諮問（計 4 回）
 4 月～ 宇都宮市環境基本計画推進委員会
 （作業部会 6 回，幹事会 3 回，委員会 3 回）
 6 月～ 基礎調査（現状分析，市民・事業者アンケート調査等）及び
 温室効果ガスの推計
 10 月～ 環境基本計画の改定に係る学識経験者との懇話会（計 5 回）
 平成 27 年 3 月 宇都宮市環境審議会 中間答申
 8 月～ 関係部長会議（計 2 回）

3 計画の位置づけ

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律 117 号）第 20 条の 3 に基づく法定計画
- ・第 5 次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の基本施策「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」を実現するための計画
- ・環境基本計画で掲げる「環境都市」の実現に向けた個別計画

【実行計画の位置付け】



4 計画期間

温暖化対策という地球規模の環境課題に対応するためには、中長期的な視点に立ち、他分野との連携の視点を組み込みながら様々な環境施策に取り組む必要があることや、第3次宇都宮市環境基本計画との整合性を図るため、計画期間を10年間とする。

【計画期間】平成28年度から平成37年度までの10年間

前期：平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）

後期：平成33年度（2021年度）から平成37年度（2025年度）

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

- ・「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」概要版（案）・・・資料2-1
- ・「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」本編（素案）・・・資料2-2

(2) 特徴

- ・温室効果ガス排出量の削減目標については、将来排出量の増加が見込まれる「民生（家庭）部門」を中心に本市独自の施策事業に取り組むことで、国や県を上回る目標値を設定。
 - ▽「もったいない運動」による市民の環境配慮行動（省エネ活動等）の更なる促進
 - ▽太陽光発電システム設置の普及促進 など
- ・自立分散型で効率的なエネルギー利用のまちづくりを新たに基本施策として位置付け、創・蓄エネルギーの利活用を新たに展開。また、地球温暖化や気候変動による災害・異常気象等のリスクへの対応として、地球温暖化の影響を軽減しようとする「適応」への取組を展開。
 - ▽地域防災拠点における創エネ・蓄エネ設備の導入推進
 - ▽蓄電機能を生かした電気自動車等の活用
 - ▽気候変動への「適応」に対する理解促進に向けた情報発信 など

6 今後のスケジュール（環境基本計画と同じ）

平成27年 12月7日～	パブリックコメントの実施（～1月6日まで）
平成28年 2月	宇都宮市環境審議会答申
3月	庁議決定